

## 診療報酬 保険のQ&AをホームページにUPしました！

障害者歯科診療における保険請求で悩むことはありませんか？ 障害のある患者さんが来院され、対応方法に配慮しながら診療を行う時は、通常の処置・手術又は歯冠修復及び欠損補綴の処置に加算算定をすることが出来ます。当センターのホームページでは、障害者歯科診療に関する最新の診療報酬について、Q&A方式で紹介しています。今回はその一部を紹介します。

### ◆歯科診療特別対応加算（基本診療料） ◆初診時歯科診療導入加算（基本診療料）

著しく歯科診療が困難な者に対して診療を行なった場合には、歯科診療特別対応加算(以下(特)) 175点又は初診時歯科診療導入加算(以下特導：初診時に、当該患者が歯科治療を円滑に適應できるような技法を用いた場合) 250点を所定点数に加算できます。

※歯科診療特別対応加算を算定した日は、患者の状態を診療録に記載します。

※初診時歯科診療導入加算を算定した日は、患者の状態及び用いた専門的技法の名称を診療録に記載します。

### ◆診療情報提供書（I）加算（情I加2）（情I加3）

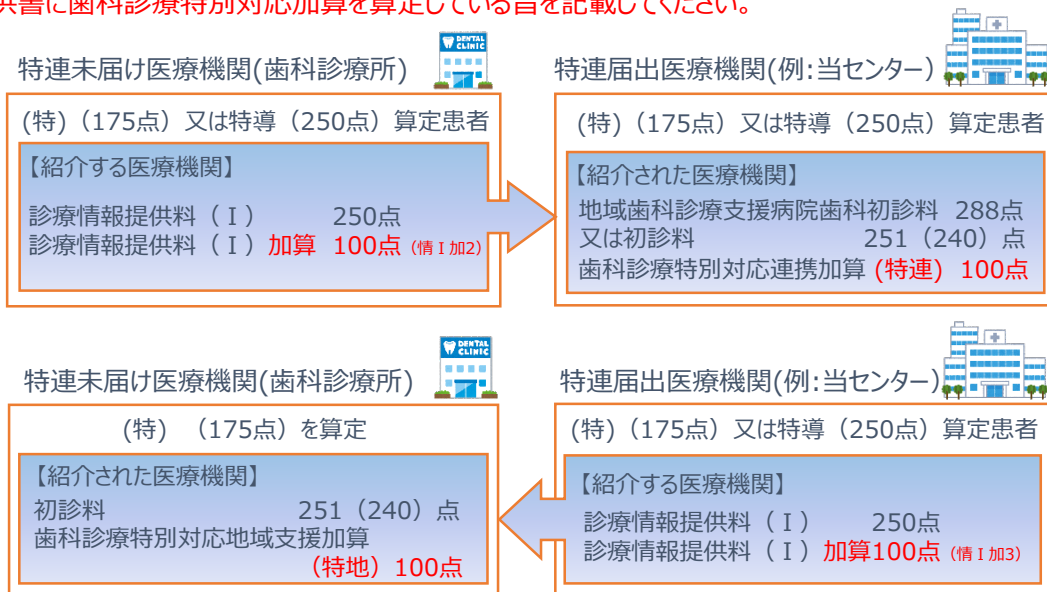
(特)又は特導を算定した患者を歯科診療所から特連届出医療機関に紹介する場合、また、特連届出医療機関から歯科診療所へ紹介する場合には、診療情報提供書 I に加算100点を算定できます。

### ◆歯科診療特別対応連携加算「特連」 ◆歯科診療特別対応地域支援加算「特地」

(特) 又は特導を算定した患者を特連届出医療機関が歯科診療所から紹介を受けた際は、初診料に「特連」100点が加算でき、歯科診療所が特連届出医療機関から紹介を受けた際は、初診料に「特地」100点が加算できます。

※レプトの摘要欄には紹介元保険医療機関名の記載が必要です。

※歯科診療特別対応加算175点を算定している患者さんを当センターへ紹介する際は、診療情報提供書に歯科診療特別対応加算を算定している旨を記載してください。



詳しくは当センターのホームページ <https://tokyo-ohc.org/> をご覧ください♪

## 機能療法チームを紹介します！



機能療法チーム

令和元年より機能療法チームを立ち上げました。歯科医師3名・歯科衛生士5名・言語聴覚士1名・管理栄養士1名が連携をとり、チーム医療を行っています。



管理栄養士による調理実習を始めました！

## 協力医・登録医の皆様、相談窓口をご存知ですか？

当センター医療連携室では、医療連携に関するメールでのお問い合わせを承っております。

「障害者歯科診療に関する保険請求の仕方が分からないのですが、教えてください」

「〇〇な患者さんが来院されたのですが、どのように対応したらよいでしょうか？」

等、質問・疑問がございましたら、ぜひご活用ください。



### 相談窓口ご利用方法

当センターホームページの「お問い合わせ」より、「医療連携（協力医・登録医）お問い合わせフォーム」にアクセスしてご利用できます。

※質問内容によってはご回答に時間を要する場合、またご回答できない場合がございます。

## 令和元年新規職員を紹介します

言語聴覚士の山中亜耶子（やまなかあやこ）です。



発音やことばの発達など、コミュニケーション全般のリハビリテーションを行っています。  
どうぞよろしくお願い致します♪



「連携だより」に関する問い合わせ：東京都立心身障害者口腔保健センター・医療連携室  
TEL (03) 3235-1141 (代) / FAX (03) 3269-1213